

<景観形成方針>

河川がもたらす水辺景観は、市民の生活にうるおいを与える重要な要素であり、その自然的景観の保全とともに、市民に親しまれる景観づくりを進めます。

- ・護岸などの公共施設の整備においては、河川の自然的景観との調和に取り組みます。
- ・周辺の建築物などは、河川の自然的景観や既存集落の景観と調和したデザインへの誘導を図ります。
- ・周辺住民等との協働による生態系の保全や水質の改善などの活動を通じて、河川の自然的景観の保全と育成を図ります。

「評価」欄は、自己評価で記入してください。
 景観形成基準に適合するよう具体的措置を講じた場合“○”、やむを得ず代替措置を講じるなどして景観形成基準に配慮した場合“△”、景観形成基準に該当しない場合“―”を記入してください。

	景観設計の手引き			鈴鹿市景観計画	評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ
	景観上の配慮事項		具体的な配慮の内容	景観形成基準				
ア 配置・規模	a)	山なみや田園の広がりなど、周辺の自然的景観との調和に配慮した配置、規模とすること。	●周辺の高さとの調和 ○広がりのある自然的景観と調和し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。 ○特に背景の山なみの稜線や里山の樹林地への眺望を遮らないよう配慮する。	□建築物は、対岸からの眺望を阻害しないように、周辺の建築物から著しく突出しない高さにする。				P. 12
	c)	主要な視点場からの眺望を遮らない配置、規模とすること。	●背景となる自然的景観資源への眺望の確保 ○山なみや広がりのある茶畑などの地域景観資源への眺望をできるだけ遮らないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。	□対岸からの眺望景観に配慮し、建築物を分棟化するなど、開放感と広がりのある景観を形成する。				P. 17
	d)	文化財や歴史的まちなみ、地域のシンボルなどの景観資源に近接する場合には、その景観保全に配慮した配置、規模とすること。	●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮 ○地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。	□建築物・工作物は、河川敷からできる限り離して配置するなど、のびやかな景観を形成する。				P. 18
イ 形態・外観	a)	周辺の景観との調和に配慮し、全体としてまとまりのある形態、外観とすること。	●周辺景観に調和するような屋根形状 ○背景となる山なみなどと調和するように、屋根形状の工夫をすることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□建築物は、勾配屋根を採用するなど、河川の自然的環境と調和した屋根形状とする。				P. 21
			●地形との一体性に配慮した形態、外観 ○建築物形態を地形変化に合わせることで、周辺の自然的景観との一体感を確保する。	□現在の地形を活かした形態・外観とするなど、地形と調和した景観を形成する。				P. 21
ウ 色彩	b)	周辺の景観との調和に配慮した色彩とすること。	●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○周辺の建築物などと類似した色彩や、山なみや田園の自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。	□建築物等の外観に用いる色彩は、山なみや田園などの自然的景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。				P. 29

			景観設計の手引き		鈴鹿市景観計画		評価	配慮又は工夫の内容	適否	解説 ページ																										
景観上の配慮事項			具体的な配慮の内容		景観形成基準																															
			●周辺の景観と調和した色彩の使用 ○建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、できる限り色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度の推奨範囲</td><td>彩度の推奨範囲</td></tr><tr><td>Rの場合</td><td rowspan="3">5～8程度</td><td>2程度以下</td></tr><tr><td>Y R～2．5</td><td>3程度以下</td></tr><tr><td>Yの場合</td><td></td></tr><tr><td>その他の場合</td><td></td><td>2程度以下</td></tr></table>		使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	Y R～2．5	3程度以下	Yの場合		その他の場合		2程度以下	□建築物等の外観に用いる色彩は、周辺景観の特性に応じて、色彩ガイドラインに示す推奨色を使用する。 ■推奨色 <table><tr><td>使用する色相</td><td>明度の推奨範囲</td><td>彩度の推奨範囲</td></tr><tr><td>Rの場合</td><td rowspan="3">5～8程度</td><td>2程度以下</td></tr><tr><td>Y R～2．5</td><td>3程度以下</td></tr><tr><td>Yの場合</td><td></td></tr><tr><td>その他の場合</td><td></td><td>2程度以下</td></tr></table>		使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲	Rの場合	5～8程度	2程度以下	Y R～2．5	3程度以下	Yの場合		その他の場合		2程度以下				P. 29
			使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																															
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																		
Y R～2．5		3程度以下																																		
Yの場合																																				
その他の場合		2程度以下																																		
使用する色相	明度の推奨範囲	彩度の推奨範囲																																		
Rの場合	5～8程度	2程度以下																																		
Y R～2．5		3程度以下																																		
Yの場合																																				
その他の場合		2程度以下																																		
			●周辺の景観と調和した色彩の使用 □山地・農地・河川 ○（略）大規模な建築物等に用いた場合、周囲に威圧感や圧迫感を与えるおそれもあります。そのため、大規模な建築物等では、明度5を下回るような色彩の使用は控えることが望まれます。		□大規模な建築物は、明度5を下回るような色彩の使用を控え、周囲に威圧感や圧迫感を与えないように配慮する。					P. 29																										
エ 素材	a)	周辺景観と調和した素材の使用に配慮するとともに、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込むような素材を使用すること。	●周辺の景観との調和への配慮 ○自然的景観が広がる場所では、できる限り石材、木材などの自然素材を使用する。		□建築物の低層部には、自然素材を使用するなど、周辺との調和に配慮する。					P. 32																										